

(別表4)

岩石採取場における堀下がり採取跡地の埋め戻し基準

岩石採取場における堀下がり採取跡地の埋め戻しについては、場内で発生した表土や廃土・廃石等により埋め戻しを行うことを原則としている。しかし、表土や廃土・廃石等が不足する場合に、場外から建設発生土及び浚渫土を搬入して埋め戻す事例が生じている。

この様な状況に鑑み、採石法運用要領（別表3）採掘基準3（6）に示されている「適正な埋め戻し材をもって埋め戻すこと。」に関し下記のとおり定めたので、今後、この取扱いについて十分留意し、その運用に遺憾のないよう願います。

記

1. 目的

この基準は、採石場における堀下がり採取跡地において、場外から土砂等を搬入して埋め戻す場合における管理及び技術基準等必要な事項を定めることにより、災害の防止及び地域住民の安全、安心の確保を図ることを目的とする。

2. 定義

この基準において使用する用語は次の例による。

- (1) 土砂等とは、土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項の廃棄物を除くものとする。
- (2) 建設発生土とは、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号。次号において「省令」という。）別表第1に掲げる土砂等とする。

3. 場外から土砂等を搬入して埋め戻しを行う場合の安全基準

(1) 埋め戻し土砂等の種類

埋め戻し土砂等は、県内の他採石場で発生した表土や廃土・廃石または原則として茨城県内で発生した建設発生土とする。

建設発生土により埋め戻す場合は、次の要件に適合するものでなければならない。

ア 第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当する土砂等とする。

※土質区分については、国土交通省通知「発生土利用基準について」（H18.8.10）の土質区分基準を適用する。

イ 土壌中に有害物質を含まないこと。

ウ 産業廃棄物混合土を含まないこと。

(2) 建設発生土の安全基準

- ① 有害物質に係る安全基準は土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
- ② 土壌汚染対策法の要措置区域及び形質変更時要届出区域の土砂を含まないこと。ただし、土壌汚染の除去を実施し区域の指定が解除された場合は、この限りではない。
- ③ 水素イオン濃度指数が4以上9未満（地盤工学会基準JGS0211-2020*「土懸濁液のpH試験方法」

による) であること。

- ④ (一財)茨城県建設技術管理センターと協定を締結し、建設発生土を受け入れる場合は、地質分析結果証明書等を要しない。

(3) 建設発生土の調査の方法

① 発生場所での分析

国・県等の公共工事から発生する建設発生土を除き、分析のための試料の採取は、原則として認可権者の立ち会いのもと、次により行うものとする。

ア 土砂等の発生の場所を、3,000平方メートル以内の区域に等分して行なうこと。

イ 試料とする土砂等の採取は、前記の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5mから10mまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点と当該境界との中点の4地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

なお、実際に埋め戻しに用いる土砂等に係る深度から採取すること。

ウ 前号の規定により採取した土砂等は、前記アの規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあつては、前記アの規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

② 埋め立て区域での分析

分析のための試料の採取は、原則として認可権者の立ち会いのもと、次により行うものとする。

ア 次の表の左欄に掲げる埋め立て区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上の区域に等分して行なうこと。

イ 土壌の調査のための試料とする土砂等の採取は、前記の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5mから10mまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点と当該境界との中点の4地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

なお、実際に埋め戻した土砂等に係る深度から採取すること。

ウ 前号の規定により採取した土砂等は、前記アの規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあつては、前記アの規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

1ha未満	2	6ha以上7ha未満	8
1ha以上2ha未満	3	7ha以上8ha未満	9
2ha以上3ha未満	4	8ha以上9ha未満	10
3ha以上4ha未満	5	9ha以上10ha未満	11
4ha以上5ha未満	6	10ha以上	12
5ha以上6ha未満	7		

4. 埋め戻し工事の管理基準

- (1) 採石業務管理者は、特に次の事項を遵守し、適切に埋め戻し工事の管理を行わなければならない。

- ① 土壌等の汚染及び災害が発生した場合に、原因を調査し、場外撤去等対策を行うこと。
- ② 埋め戻し土砂等が安全基準に適合していることの確認及びその記録を行うこと。
- ③ 認可外の埋め戻し土砂等の搬入、混入を防止すること。

(2) 採石業務管理者は、次の事項を遵守し、適切に埋め戻し土砂等の搬入作業を行わなければならない。

- ① 埋め戻し土砂等の搬入車輛を特定すること。
- ② 車輛搬入口にて通行車輛証等による特定車輛の確認や埋め戻し土砂等の目視検査を行うこと。
- ③ 埋め戻し土砂等に関する一日毎の搬入実績（会社名、車輛台数、総土量）を記録し、帳票等書類を保管すること。
- ④ 搬入に伴う道路の汚損防止を図り、周辺住環境の保持に努めること。
- ⑤ 周辺住民から疑義の申し入れがあったときは、すみやかに場内の立ち入りを認め、立ち会うこと。

5. 認可権者の監督指導

認可権者は、立入検査等によって搬入した埋め戻し土砂等に不審な点を発見した時は、土砂等の土質検査の実施、撤去等を命令することができる。

6. 申請手続き等

(1) 手続き

採取場内において場外から搬入した建設発生土等を使用し埋め戻しを行う場合は、次の通り採石法に基づく岩石採取認可又は変更認可手続きに関係書類を添付するとともに、各種届出を行わなければならない。

①岩石採取場埋め戻し全体計画書

ア 岩石採取計画認可申請書に埋め戻す面積や土量等を定めた岩石採取場埋め戻し全体計画書（様式1。以下「全体計画書」という。）を添付し、県の認可を受けることとし、採取計画認可後において建設発生土等により埋め戻す場合は、変更認可申請に全体計画書を添付し県の認可を受けること。

イ 埋め戻し土砂等の搬入を開始した場合には、原則実際に土砂等の搬入を開始した最初の日の後6ヶ月を経過する毎に、認可権者立会のもと3(3)②により調査した試料の地質分析結果証明書等及び土砂等を採取した地点の位置を示す図面を添付した上で、実績報告書（様式5）を認可権者に提出する。なお、土砂等の採取は6ヶ月経過後2週間以内とし、検査結果確認後速やかに提出すること。

ウ 全体計画書による埋め戻しが完了後、2週間以内に認可権者立会のもと3(3)②により採取場内の土壌検査を行なうこと。

土壌検査結果確認後、地質分析結果証明書等及び土砂等を採取した地点の位置を示す図面を添付し、速やかに完了届出書（様式7。以下「完了届」という）を認可権者に届出すること。

②岩石採取場埋め戻し計画書

ア ①アの認可後、実際に埋め戻しに使用する土砂等の発生元毎に、土砂等の種類や土量、施工・運搬計画等を定めた岩石採取場埋め戻し計画書（様式2。以下「埋め戻し計画書」という。）を認可権者に提出のうえ承認を受けること。

なお、①アの認可申請時点において埋め戻しに使用する土砂等が決まっている場合には、全体計画書と併せて提出できることとする。

イ 埋め戻し計画書の承認後、実際に埋め戻し土砂等の搬入を開始する場合には、事前に開始届出書（様式4。以下「開始届」という。）を認可権者に届出する。

なお、埋め戻し計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに埋め戻し変更計画書（様式3）

を認可権者に提出する。

ウ 埋め戻し計画書による埋め戻しが完了した場合、埋め戻し一部完了届(様式6。以下「一部完了届」という。)を認可権者に提出する。

(2) 添付書類等

計画書・届出書等 添付資料等		(様式1)全体計画書	(様式2)埋め戻し計画書	(様式5)実績報告書	(様式7)埋め戻し完了届	備考
1	(様式8)土砂等発生元証明書		○			
2	(様式9)埋め戻し土砂等の発生から埋め戻しまでのフローシート		○			
3	(様式10)土壌調査試料採取報告書		○	○	○	
4	(様式11)地質分析結果証明書		○	○	○	H3環境庁告示第46号に基づくもの
5	土壌調査試料の採取地点の位置を示す図面及び現場写真		○	○	○	
6	埋め戻しに必要な土量を計算したもの	○				
7	埋め戻し土砂等に係る土量計算書		○			
8	埋め戻し用土砂等の確保状況を確認できる書類		○			残土証明書又は取引証明書
9	埋め戻しの方法の設計書及び図面(縦横断面等)	○				
10	施工委託契約書の写し	○	※			埋め戻し工事を委託する場合 ※変更する場合は要添付
11	使用重機の所有者が判明できる書類	○	※			※変更する場合は要添付
12	重機の作業資格証の写し	○	※			※変更する場合は要添付
11	運搬委託契約書の写し		○			埋め戻し用土砂等の運搬を委託する場合
12	運搬経路図		○			道路地区図にて指定
13	(様式2別紙1)誓約書		○			埋土管理者・埋め戻し業者・運搬者
14	埋め戻し区域を明示した公図の写し	○				
15	地権者同意書の写し	○				借地の場合のみ
16	他の行政庁の許認可届出等を証する書類	○	○			農転許可・工作物完成届・土取条例・改良区意見書等
17	その他知事が必要と認める書類					

附 則

- 1 この基準は、平成15年8月19日から施行する。
- 2 この基準施行以前の埋め戻しについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この基準施行以前の埋め戻しについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この基準施行以前の埋め戻しについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この基準施行以前の埋め戻しについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和8年3月2日から施行する。
- 2 この基準施行以前から埋め戻しを実施している場合であっても、新たな土砂等発生元から土砂等を搬入する場合には施行後の基準を適用するものとする。

(様式 1)

年 月 日

岩石採取場埋め戻し全体計画書

茨 城 県 知 事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

標記のことについて、下記のとおり実施したいので関係書類を添えて届出ます。

記

- 1 採取場の所在地
- 2 採取場の面積 m²
- 3 埋め戻しに必要な土量 m³
- 4 上記3のうち、岩石採取場外から搬入する土量 m³
- 5 埋め戻し完了までに要する期間 自) 年 月 日
至) 年 月 日

岩石採取場埋め戻し計画書

茨 城 県 知 事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

標記のことについて、下記のとおり実施したいので関係書類を添えて届出ます。

記

1 採取場の所在地

2 採取場の面積 m²

3 埋め戻しする土砂等の種類及び数量

種類 :	
数量 :	m ³

4 埋め戻し期間

自)	年	月	日
至)	年	月	日

5 埋戻し土砂の発生元

地番 :	
工事名等 :	

6 埋め戻し計画管理番号 :

※埋め戻し計画書に管理番号（通し番号）を付すこと。

1 埋め戻しする土砂等の種類及び数量について

(1) 埋め戻しに必要な土量 _____ m³ (土量計算書のとおり)

(2) 土砂等の確保方法

土砂の発生箇所	発生工事種類	工事発注者	発生土量 (m ³)	発生土の土質 区分 (注1)	備考
〇〇新築工事		△△建設企業体		第 種発生土	
〇〇改良工事		△△建設企業体		同	

(注1) 土質区分については次の1から3のどの区分に該当するか判断し、番号を記載すること。

- 1 砂・礫及びこれらに準ずるもの (第1種建設発生土)
- 2 砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの (第2種建設発生土)
- 3 通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土)

※ 残土証明書は、取引証明書または契約書等を添付すること。

(3) 確保した土砂等の管理方法

管理事業者	名 称： 所在地：
管 理 場 所	名 称： 所在地：
管理責任者	氏 名： 勤務先： 連絡先： 資 格：
管 理 方 法	混入防止方法： 地質分析検査：

※ (様式11) 地質分析結果証明書を添付すること

2 埋め戻し方法について

(1) 運搬車両及び運搬方法及び埋め戻し必要日数

運搬作業責任者	氏名： 連絡先：
---------	-------------

車両の種類	積載量	ナンバー	車両の種類	積載量	ナンバー

※ 記載しきれない場合には、別葉にて作成すること。

運搬経路	1日平均運搬述べ台数		1台あたり 平均積載量	1日平均 積載量	必要日数
	自社車両	台車			

(2) 埋め戻し現場作業

埋め戻し責任者	氏名： 連絡先：
---------	-------------

機械名称	形式・出力	規格・ バケット容量	台数	所有者

※ 現場作業に従事する者全てを記載すること。

(3) 作業時間 午前 時 分 から 午後 時 分まで

3 その他について

(1) 作業工程

経過月	工 程 項 目				
	設備設置	埋土搬入	埋戻し作業	整 地	工事完了

※ 記載しきれない場合には、別葉にて作成すること。

(2) 監督計画

監 督 区 分	監 督 内 容	監 督 実 施 方 法
埋 土 監 督	・埋土ストック場所における分別方法	
	・計画外土砂等の混入防止方法	
埋め戻し監督	・運搬車輛の確認及び破損箇所の補修	
	・防護柵の現状確認及び差損箇所の補修	
	・終業後等における出入口の施錠等	
	・雨水・湧水の処理方法	
運 搬 監 督	・計画外埋土の運搬防止方法	
	・搬入に伴う道路の汚損等維持管理方法	
	・交通法規の厳守	

※ 監督実施方法は具体的に記載することとし、記載しきれない場合は別葉にて作成すること。

(様式 2 別紙1)

年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

誓 約 書

私は、採石法並びに関係法令等を遵守し、岩石採取場埋め戻し事業計画に定めるところに従い事業遂行することを誓います。

なお、災害事故等不測の事態が生じた場合は関係機関の指示に従うことはもとより、その他法令等違反、計画に反する行為を行った場合は、その責任の一切を弊社が負い、直ちに現状を改善することを誓約いたします。

岩石採取場埋め戻し変更計画書

茨 城 県 知 事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

標記のことについて、下記のとおり計画の変更を届け出ます。

記

- 1 採取場の所在地
- 2 埋め戻し計画管理番号_____ (県の承認日：令和 年 月 日、文書番号 第 号)
- 3 埋め戻し計画の変更の内容

従前の埋め戻し計画の内容	変更の内容

- 4 変更の理由
- 5 その他

備考 埋め戻し計画の変更により、従前の埋戻し計画書のうち記載内容の変更を必要とする書面及び図面を添付すること。

(様式 4)

埋め戻し開始届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

標記のことについて、次のとおり届け出ます。

1 埋め戻し期間

年 月 日 から 年 月 日まで

2 埋め戻し計画管理番号_____ (県の承認日：令和 年 月 日、文書番号 第 号)

3 埋め戻し開始日

年 月 日

4 埋め戻しの場所

(様式 5)

埋め戻し実績報告書

(今回の報告に係る期間： 年 月から 年 月 まで)

年 月 日

茨城県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

埋め戻し実績について、次のとおり提出します。

1 埋め戻し状況

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 埋め戻しに必要な土量 | m ³ |
| (2) 埋め戻した土量 | m ³ |
| (3) 進捗率 | % |

2 埋め戻した土砂等の内訳

管理番号	土砂等の発生箇所	埋め戻し土量
		m ³
	合計	m ³

※行が足りない場合は適宜追加すること。

- 備考 1 (様式11) 地質分析結果証明書を添付すること。
- 2 土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真を添付すること。

(様式 6)

埋め戻し一部完了届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

次の埋め戻し計画について、埋め戻しが完了したため本書のとおり届け出ます。

1 埋め戻し計画管理番号_____ (県の承認日：令和 年 月 日、文書番号 第 号)

2 埋め戻し開始年月日 年 月 日

3 埋め戻し完了年月日 年 月 日

4 埋め戻しの場所

5 搬入した土量 m^3

(様式 7)

埋め戻し完了届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

標記のことについて、別紙のとおり届け出ます。

1 埋め戻し開始年月日 年 月 日

2 埋め戻し完了年月日 年 月 日

3 埋め戻しの場所

- 備考
- 1 埋め戻しが完了し、(様式1) 岩石採取場埋め戻し全体計画書の4に記載した土量に達する場合は、この届を提出すること。
 - 2 (様式10) 土壌調査試料採取報告書および(様式11) 地質分析結果証明書を添付すること。
 - 3 土壌調査試料の採取地点の位置を示す図面及び現場写真を添付すること。

(様式 8)

土砂等発生元証明書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所又は所在地

土砂等の発生者 事業者名
代表者又は現場責任者の氏名
電話番号

岩石採取場における堀下がり採取跡地において、場外から土砂等を搬入して埋め戻す場合に用いる土砂等は、次の工事施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事に係る土砂等の発生量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
発生土砂等の最終処分事業者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる区分を記載すること。

(様式 9)

埋め戻し土砂等の発生から埋め戻しまでのフローシート

1 工事名及び工事の発注者等

工 事 名			
発 生 場 所			
発 注 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号			
土砂等の発生 する 期 間	年 月 日～ 年 月 日	発生量	m ³

2 土砂等の発生者

元 請 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	
--	--

3 一次下請（土工事）

土 工 事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	
--	--

4 下請（運搬）

運 搬 事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	
--	--

5 埋め戻しを行う事業者

事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号			
工 事 施 工 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号			
埋 め 戻 し を 行 う 場 所			
面 積	m ²	予 定 容 量	m ³

- 備考 1 各欄については、該当する全ての者を記載することとし記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 各欄に該当しない運搬事業者及び下請業者についても、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(様式 10)

土壤調査試料採取報告書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

報告者 氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

岩石採取場における堀下がり採取跡地の埋め戻し基準3.(3)に規定する土壤の調査の試料を次の通り採取したので報告します。

検 体 番 号	
採 取 者	
採 取 年 月 日	
採 取 場 所	
採取日の天候	
採 取 深 度	

備考 1 この報告書は、土壤調査試料を採取した者が作成すること。

2 検体番号の欄には、この報告書に係る(様式10)地質分析結果証明書に記載された検体番号を記載すること。

地質分析結果証明書

年 月 日

殿

分析機関名
代表者
所在地
電話番号
環境計量士

印

印

年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果等を次のとおり証明します。

(検体番号)

項目	単位	測定値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/l		0.003	日本産業規格 K0102 55.2、55.3又は55.4	
全シアン	mg/l		不検出	日本産業規格 K0102 38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く。)、昭和46環告第59号付表1	
有機燐	mg/l		不検出	昭和49環告第64号付表1、日本産業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49環告第64号付表2)	
鉛	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/l		0.05	日本産業規格 K0102 65.2(65.2.7を除く。)(65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行う。)	
砒素	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 61	
総水銀	mg/l		0.0005	昭和46環告第59号付表2	
アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表3、昭和49環告第64号付表3	
PCB	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表4	
ジクロロメタン	mg/l		0.02	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
四塩化炭素	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l		0.002	平成9環告第10号付表	
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
トリクロロエチレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1	
チウラム	mg/l		0.006	昭和46環告第59号付表5	
シマジン	mg/l		0.003	昭和46環告第59号付表6第1、第2	
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和46環告第59号付表6第1、第2	
ベンゼン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
セレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4	
ふっ素	mg/l		0.8	日本産業規格 K0102 34.1(34の備考1を除く。)、34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)、34.1.1c)(注?)第3文、34の備考1を除く。及び昭和46環告第59号付表7	
ほう素	mg/l		1	日本産業規格 K0102 47.1、47.3、47.4	
1,4-ジオキサン	mg/l		0.05	昭和46環告第59号付表8	
農用地 (田に限る。)	砒素	mg/kg	15	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条	含有試験
	銅	mg/kg	125	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条	
水素イオン濃度指数	-		4以上9未満	地盤工学会基準 JGS 0211-2020「土懸濁液のpH試験方法」	
検体の性状	形状		色		におい
備考					

備考 1 「昭和46環告第59号」とは、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)をいう。
 2 「昭和46環告第64号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)をいう。
 3 「平成9環告第10号」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)をいう。